

生駒市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について、次のとおり公表する。

平成29年6月8日

生駒市監査委員 藤本 勝美
生駒市監査委員 井上 圭吾

第1 監査の請求

1 請求人

2 請求書の提出

平成29年4月13日

第2 請求の要旨

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面並びに陳述時の補足説明によれば、本件請求の要旨は次のとおりである。

1 請求の対象行為及び当該行為が違法又は不当であることの理由

市が会派「生駒市議会公明党」（以下、「本体会派」という。）に対し交付した平成23年度及び平成24年度政務調査費（平成25年3月1日施行の自治法の一部改正により、「政務調査費」は「政務活動費」に改められた。なお、政務調査費と政務活動費を併せていうときは、以下「政務活動費等」という。）並びに平成25年度から平成27年度までの政務活動費のうち、別紙（請求人の住民監査請求対象支出一覧表）（以下、「別紙一覧表」という。）記載の本体会派による各支出は、以下の理由により、「生駒市議会政務活動費の交付に関する条例」（平成13年6月生駒市条例第19号。以下「政務活動費条例」という。）に定める用途基準に合致しない違法不当な支出である。なお、別紙一覧表記載の各支出につき、請求人が主張する違法不当の理由は、同一覧表の「違法不当の理由」欄に記載のとおりである。

- ① 政務活動費等に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）に、領収書を添付しているが、購入したものの内容を記載した明細書が欠落したものがあ
- ② 政務活動費とは認められない議員自宅用電話機に附属するFAXのインクの購入費を支出した。
- ③ 本体会派に属する3名が発刊した広報紙は、意見表明又は自己宣伝的内容の広報紙であるが、そのコピー用紙代を支出した。
- ④ 政務活動費等とは認められない議員個人用プリンターに係るインクの購入費を支出した。

- ⑤ 領収書の宛名が空欄で誰が購入したか不明であるにもかかわらず、支出した。
- ⑥ ビラの原本及び利用実績（ポスティングや新聞折り込み等の配布実績等）を市が確認していないビラに係る広報費を支出した。
- ⑦ 政務活動費条例別表のどの項目に該当するか不明な文具代等を支出した。

2 求める措置内容

生駒市長に対し、平成23年度から平成27年度までに支出した政務活動費等のうち、違法不当な支出に係る金額について、生駒市議会公明党に所属する議員に対し返還請求する等必要な措置を講じること。

第3 監査の実施

1 監査委員の除斥

平成29年4月26日付けで退任した白本和久監査委員及び平成29年4月27日付けで就任した下村晴意監査委員については、自治法第199条の2の規定により除斥とした。

2 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、平成29年5月19日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。これに対し、請求人は、平成29年5月15日、17日及び19日の3回に分けて、新たな証拠を提出するとともに、請求内容の補足説明を行った。

3 監査の対象事項

平成23年度から平成27年度までに支出した政務活動費等のうち、別紙一覧表記載の本人会派による各支出について、それぞれ自治法、政務活動費条例等の規定による趣旨、目的、使途基準等を逸脱した違法又は不当な支出であるかどうかを監査の対象とした。

4 監査の対象部局等

議会事務局を監査の対象とし、必要な資料の提出を求めた。また、議会事務局次長及び議会事務局庶務調査係長の出席を求め、平成29年5月19日に事情聴取を行うとともに、平成29年5月22日に生駒市議会公明党に対し、書面による調査を実施し、回答を受けた。

第4 監査の結果

主文

- 1 本件会派に対する平成26年度政務活動費の支出のうち資料作成費2,905円及び平成27年度政務活動費の支出のうち資料作成費12,644円について、市長は本件会派に対し返還を求める等適切な措置を講じ、講じた措置の内容を平成29年8月31日までに報告するよう勧告する。
- 2 請求人のその余の請求を棄却する。

事実及び判断理由

1 事実関係の確認

本件請求書及び提出された事実証明書並びに提出された資料及び関係職員の事情聴取に基づき、次のように事実を確認した。

(1) 政務活動費等の交付に係る根拠法令等

政務活動費に関する自治法及び条例など定めは以下のとおりである。

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない（自治法第100条第14項）。政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、収支報告書を議長に提出しなければならない（同条第15項）。また、議長は、政務活動費につき、その使途の透明性の確保に努めるものとされている（同条第16項）。

上記の自治法第100条第14項の規定に基づき、市においては、政務活動費条例及び「生駒市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則」（平成13年6月規則第18号。以下「政務活動費規則」という。）を施行し、条例において使途基準を定め、また、当該政務活動費に係る収支報告書の提出を義務付けている。

政務活動費条例では、第1条において、生駒市議会議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付すると規定し、第2条では、政務活動費は生駒市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下同じ。なお、平成29年3月に「会派及び会派に所属しない議員」に改められた。）に対して交付するものとし、第3条において、政務活動費の交付額は、1人当たり月額30,000円と定めている。また、交付後の手続きに関する規定として、第7条第1項において、政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、収支報告書及び領収書等の支出に関する証拠書類（以下、これらを「収支報告書等」という。）を議長に提出しなければならないとし、第8条では、交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならないと定めている。

このほか、「政務活動費の取扱いについて」（平成25年2月25日議会運営委員会改正）と題する文書を議会において決定しており、その中で「会派に属する議員は、会派に属する全議員の同意を得れば、個人の広報紙の発刊やホームページの維持管理に係る費用等を、会

派に交付された政務活動費から支出することができる。この場合は、「会派名」を明記する。」と定めている。

なお、平成25年3月1日施行の自治法の一部改正により、地方議会の活性化を図り、同時に政務活動費の透明性を確保するため、「政務調査費」という名称を「政務活動費」に改め、交付対象が「議会の議員の調査研究に資するための必要な経費」から、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」に拡大するとともに、この政務活動費を充てられる経費の範囲を条例で定め、また、議長は、使途の透明性の確保に努めるものとされた。上記の説明は、自治法一部改正後の平成25年度から平成27年度までの政務活動費に関する自治法及び条例等に関するものであるが、改正前の政務調査費でも、上記の改正を除き基本的には同様である。

(2) 政務活動費等の使途基準

政務活動費の使途については、自治法第100条第14項に基づき、政務活動費条例において定めている。政務活動費は会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下、「政務活動」という。）に要する経費に対して交付するものとされ（同条例第5条第1項）、政務活動費の交付を受けた会派は、政務活動費条例別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるとして、使途基準を定めている（同条例第5条第2項）。本件の政務活動費に係る項目については、以下のとおりである。

項目	内容
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費(印刷製本代、翻訳料、事務機器購入・リース代等)
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費(広報紙・報告書印刷費、会場費、文書通信費、交通費等)

なお、改正前の政務調査費では、以下のとおり定められていた。(政務調査費規則第5条及び別表)

項目	内容
資料作成費	会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費(印刷製本代、翻訳料、事務機器購入・リース代等)
広報費	会派が調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、又は広報活動をするために要する経費(広報紙・報告書印刷費、送料、会場費等)

(3) 本件政務活動費等の交付等に係る手続き

本件会派に対する平成23年度から平成27年度までの政務活動費等の交付手続きは以下のとおりである。

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
交付申請書提出	平成23年5月17日	平成24年4月5日	平成25年4月1日
申 請 金 額	900,000円 (会派議員3名×10か月分)	1,080,000円 (会派議員3名×12か月分)	1,080,000円 (会派議員3名×12か月分)
交 付 決 定	平成23年6月3日	平成24年4月9日	平成25年4月8日
前 期 分 交 付	360,000円	540,000円	540,000円
後 期 分 交 付	540,000円	540,000円	540,000円
収支報告書等提出	平成24年4月23日 残余额 387,397円	平成25年4月22日 残余额 594,971円	平成26年4月30日 残余额 38,382円
残余额の戻入	平成24年5月1日	平成25年4月26日	平成26年5月2日

年 度	平成26年度	平成27年度
交付申請書提出	平成26年4月1日	平成27年5月14日
申 請 金 額	1,080,000円 (会派議員3名×12か月分)	900,000円 (会派議員3名×10か月分)
交 付 決 定	平成26年4月8日	平成27年5月21日
前 期 分 交 付	540,000円	360,000円
後 期 分 交 付	540,000円	540,000円
収支報告書等提出	平成27年4月28日 残余额 333,865円	平成28年4月28日 残余额 353,095円
残余额の戻入	平成27年4月28日	平成28年5月11日

(4) 本件政務活動費等の支出

請求人が監査請求対象とする支出は、別紙一覧表記載の各支出であるが、同支出は本件会派が政務活動費等として支出したものである。

2 判断理由

(1) 住民監査請求の期限について

自治法第242条第2項本文は、住民監査請求は財務会計行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができないと規定しているが、財産の管理を怠る事実については、このような期間制限を規定しておらず、怠る事実に係る監査請求については、原則として上記期間制限の規定は適用されないと解されている（最高裁昭和53年6月23日第一小法廷判決）。

政務活動費等は、前期と後期の2回に分けて、各会派に対し、会派の所属議員数に応じて概算払いの方法により支出され、各会派は翌年度の4月30日までに収支報告書等を議長に提出し（政務活動費条例第7条第1項、第2項）、残余があるときはその残余额を市に返還

することとなっている（同条例第8条）。政務活動費等に関する市の各会派に対する返還請求権が発生するのは、交付された政務活動費につき、使途基準に適合した支出がされなかったことによるものであり、市の特定の財務会計行為によるものではない。本件監査請求は市が本件会派に対して有している返還請求権の行使を怠る事実に対して行われているものであり、自治法第242条第2項による期間制限の規定の適用はない。よって、平成23年度から平成27年度までの政務活動費等について、監査対象とした。

（2）政務活動費等の支出に係る違法性の判断について

自治法第100条第14項の規定は、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができることとされている。これに基づき、本市においては、政務活動費条例及び政務活動費規則を定め、具体的な政務活動費の使途を示し、収支報告書等の提出を義務付けている。このことは、議員に広範かつ活発な調査研究活動を促し、議会の審議能力を強化しようとする趣旨に基づくものと解され、政務活動費をどのように活用するかは、本来、各会派、議員の自主的判断に委ねられるものであるが、他方では、収支報告書等の提出を義務付けていること等から、政務活動費の適正な運用を期するため、政務活動費の使途につき合理的な説明を求められていると解される。

（3）本件政務活動費等の使途の適否について

ア プリンターインクの支出について

収支報告書等、議会事務局による弁明及び本件会派に対する書面調査によると、本件会派は、各年度においてプリンターインク代を支出している。本件会派は、生駒市役所内の生駒市議会公明党議員控室にプリンターを設置しており、購入したインクは当該プリンター用に使用されたものもあると考えられるが、少なくとも別紙一覧表の支出番号26-21の5,809円並びに27-1、27-7、及び27-13の20,775円の合計26,584円については本件会派に属する恵比須幹夫議員の自宅に設置されたプリンター用に購入したものであることが認められる。

請求人は、議員個人宅におけるプリンターインク代の支出は違法不当であると主張し、本件会派は、「自宅プリンターは一般質問に関する調査資料等の印刷に主に利用しており、政務活動のみに使用していた。」と回答している。

本件プリンターインクの自宅における利用実態については、政務活動のために使用された旨本件会派から回答があったものの、政務活動以外の利用が全くないと認めるに足りる合理的な証明があるとは認められない。自宅プリンターは、私的な活動を含む政務活動以外の活動のための使用もあると推認され、政務活動費を支出額全額に充てることはできないと解すべきである。支出が政務調査活動のためでもあるし、他の目的のためでもあるという場合には、社会通念に従った相当な割合をもって按分した額を、適正な政務調査費の支出と認めるのが相当であると解される（平成23年5月20日仙台高等裁判所判決平成22（行コ）8号）。本件の場合、社会通念等に照らし、政務活動としての按分割合を2分の1を限度とすべきであると考えられる。

したがって、本件プリンターインク代の支出26,584円（平成26年度5,809円及び平成

27年度 20,775 円)について、年度ごとにそれぞれ2分の1を超えない額を政務活動に必要な費用と認め、その余の平成26年度分 2,905 円及び平成27年度分 10,388 円については使途基準に合致しない支出と認めるのが相当である。

イ FAXインクの支出について

議会事務局による弁明及び本件会派に対する書面調査によると、少なくとも別紙一覧表の支出番号 27-7 及び 27-16 の合計 1,949 円の支出は、本件会派に属する下村晴意議員の自宅に設置する電話機に附属するFAX用インクの購入代であると認められる。本件会派は、「当該FAXは、FAXで寄せられてくる市民相談、研修会申し込み先からの通知、事務局に依頼した調査資料の受信に使用しており、政務活動に使っていた。」と回答している。

しかし、上記アと同様に、自宅のFAXについては、政務活動のためだけに使用されたと認めるに足りる合理的な証明があるとは認められない。社会通念に照らし、政務活動としての按分割合は2分の1を限度とすべきである。

したがって、本件FAXインクの支出 1,949 円について、その2分の1を超えない額を政務活動に必要な費用と認め、その余の975 円については使途基準に合致しない支出と認めるのが相当である。

ウ コピー用紙代の支出及び議員個人の広報紙の発刊について

本件会派は、毎年度、コピー用紙の購入費を政務活動費から支出している。平成27年度についていえば、別紙一覧表の支出番号 27-2、27-3、27-4、27-5、27-8、27-9、27-14、27-18 及び 27-19 の合計 46,219 円の支出はコピー用紙の購入代と認められる。

上記のコピー用紙の使途について、議会事務局の弁明によると、本件会派は、主に市議会定例会ごとに発刊する広報紙に使用し、印刷は公明党奈良県本部で行ったと回答している。当該広報紙については、所属する議員3名で配布担当区域を定め、下村晴意議員が市北部地域の世帯に2,500枚(下村はるい通信2015年新年号、2015年夏季号、2015年秋号、2016年新年号)、恵比須幹夫議員が市中部地域の世帯に2,000枚(えびす幹夫通信第11号2015年春号、第12号2015年夏号、第13号2015年秋冬号、第14号2016年立春号)、成田智樹議員が市南部地域の世帯に2,000枚(成田ともきニュース2015年新春第13号、2015年夏第14号、2015年秋第15号、2016年冬第16号)の合計6,500枚を市議会定例会終了のたびに配布した実績があると回答している。このほかのコピー用紙は、一般質問に関する調査資料の印刷等に使用したとのことである。また、議会における「政務活動費の取扱いについて」と題する文書に基づき、本件会派においては、議員個人の広報紙の発刊費用については、会派に交付された政務活動費から支出することにつき、全議員の同意を得ているとのことである。

上記広報紙を確認したところ、主に一般質問や会派による予算要望書の提出等の市議会における活動報告及び研修報告等を内容としていると認められるが、成田智樹議員が平成27年7月に発刊した広報紙「成田ともきニュース2015年(平成27年)夏第14号」については、両面カラー刷りの1枚の紙面に複数の記事の掲載があり、表面にはその5分の1にネパール大地震に伴う募金活動、2分の1に自身の当選報告に伴う決意表明、残りは市

政に関する情報を掲載し、裏面にはその4分の3に議会活動レポートの記事、残りは市政に関する情報及び所感等を掲載している。

請求人は、広報紙がどのように印刷され、配布活用したか不明であり、なおかつ当該広報紙が議員個人の意見表明や自己宣伝となり、本件使途基準に違反していると主張している。本件会派から提出された収支報告書等によれば、コピー用紙代の支出は資料作成費とされているが、実際は広報紙に充てられた部分もあることから、資料作成費及び広報費と認めるべきものである。上記広報紙のうち成田智樹議員が平成27年7月に発刊した広報紙「成田ともきニュース2015年(平成27年)夏第14号」を除いては、政務活動としての広報活動と評価することができ、政務活動費から支出することができるかと解される。しかし、成田智樹議員の上記広報紙は、政務活動以外の内容が比較的多く含まれており、全額を政務活動費から支出することは許されず、政務活動費としての按分割合は2分の1を限度とすべきであると解される(平成22年11月5日東京高等裁判所判決平成22年(行コ)242号参考)。よって、支出整理番号27-2によると、本件広報紙発刊の直前の7月10日に購入したと推認されるコピー用紙3,000枚の価格は3,842円であるところ、本件広報紙の配布部数は2,000枚であるから、本件広報紙に係る支出金額は、3,842円に3分の2を乗じた額に相当する2,561円と認められる。そして、その2分の1を超えない額は政務活動費に該当すると認められるが、残り1,281円は本件使途基準に合致しない支出と認めるのが相当である。

エ その他の支出

請求人は、上記以外に、収支報告書に添付された領収書に明細書が欠落したものや、宛名が空欄の領収書があり、それらの支出に政務活動費を充てることは違法不当であると主張する。政務活動費等は市民の税金が原資となっており、できる限り市民が納得できる透明性をもったものとすべきであるが、政務活動費条例第7条第1項では、「領収書等の支出に関する証拠書類」の提出を求めているものの、どの程度の内容の領収書を求めるのか、また領収書に加えてどの程度の証拠を求めるかは議会の自律的な判断に委ねられていると考えられ、上記条例のもと明細書の欠落や宛名空欄の領収書では証拠書類の提出がないとして政務活動費等の支出が違法不当であるとまではいえないと解する。

請求人は、ビラの原本及び利用実績を確認しないで広報費を支出することを違法不当というが、これについても上記と同様に、領収書に加えてどの程度の証拠を求めるかは議会の自律的な判断によるものであり、原本等の確認なくして支出することを直ちに違法不当ということはできないと解する。

請求人は、本件会派が支出した文具代等が政務活動費条例別表のどの項目に該当するのかが不明であるという。しかし、政務活動費条例別表における「資料作成費」は、同表に記載された印刷製本代、翻訳料、事務機器購入・リース代に限るということではなく、あくまで使途を例示しているだけであって、政務活動費条例別表における使途基準の趣旨に合致すれば支出できると解され、文房具等への支出を直ちに違法不当ということはできない。

(4) 本件会派に返還を求めることについて

政務活動費条例によると、当該政務活動費は、本件会派に対し交付され、本件会派が収支報告書等を提出し、政務活動費の残余の額を返還しなければならないとされていることから、特段の事情がない限り、本件監査請求の監査結果において、使途基準に該当しないと認め、返還するよう勧告した分については、本件会派がその返還義務を負うと解される。

以上のことから、本件監査請求について、主文のとおり決定する。

3 補足意見

政務活動費は、議員の活発な調査研究その他の活動を促し、議会活動を活性化させるために会派または議員に交付されるものであるが、昨今、政務活動費の使用につき不適切な事例がしばしばマスコミで報道され、政務活動費に関する市民の信頼は失われかねない状況にある。

議員活動は市民の信頼なくしてはなしえないものであり、市民の信頼は市民への説明責任を果たすことによって得られるものである。政務活動費は市民の税金を原資としているものであることから、議会におかれては、政務活動費の支出については、透明性を高め、より市民への説明責任を果たせるよう努められたい。

別紙(請求人の住民監査請求対象支出一覧表)

下表の「違法不当の理由」の各欄に記載された番号は、「第2請求の要旨1請求の対象行為及び当該行為が違法又は不当であることの理由」に掲げる支出に係る各理由の番号に対応する。

支出番号	年 月 日	金額(円)	内 容	購 入 先	違法不当の理由
23-1	2011年5月5日	1,422	コピー用紙代として	上新電機(株)東生駒店	①、③
23-2	2011年6月22日	2,232	文具(余白にクリアファイルと記入)	(株)いなもり	⑦
23-3	2011年6月24日	6,025	文具(余白にフラットファイルと記入)	(株)いなもり	⑦
23-4	2011年6月26日	2,331	インクカートリッジ(BC-311)	上新電機(株)東生駒店	①、④
23-5	2011年6月27日	1,644	アスクルエコノミーカラーペーパー1セット A4ライトブルー	アスマル(株)	③
23-6	2011年6月28日	4,485	文具(角形封筒)	(株)いなもり	⑦
23-7	2011年7月2日	1,644	アスクルエコノミーカラーペーパー1セット A4ライトブルー	アスマル(株)	③
23-8	2011年7月7日	2,204	コピー用紙代	(株)いなもり	③
23-9	2011年7月8日	14,781	アスクルエコノミーカラーペーパーA4ピン ク、ライトグリーン、ライトブルー各1箱	アスマル(株)	③
23-10	2011年7月19日	8,680	メモリー代として	上新電機(株)東生駒店	①
23-11	2011年7月22日	6,669	セイコーエプソンインクジェットカートリ ッジICBK32ブラック1個、セイコーエ ブソンインクジェットカートリッジIC6CL32 1パック(6色入)1個	アスマル(株)	④
23-12	2011年8月11日	6,534	セイコーエプソンインクジェットカートリ ッジICBK50ブラック1個、セイコーエ ブソンインクジェットカートリッジIC6CL50 1パック(6色入)1個	アスマル(株)	④
23-13	2011年8月22日	74,000	パソコン代として	上新電機(株)東生駒店	①、⑤
23-14	2011年9月5日	1,449	文具代(ふせん)	(株)いなもり	⑦
23-15	2011年9月15日	1,119	文具(フラットファイル)	(株)いなもり	⑦
23-16	2011年10月19日	3,520	カウネットマルチカラーペーパー	(株)カウネット	③
23-17	2011年10月23日	1,530	商品代 インクカートリッジ	上新電機(株)東生駒店	①、④
23-18	2011年10月27日	1,847	文具代(余白にクリアファイルと記入)	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	⑦
23-19	2011年11月15日	3,272	文房具代(余白にフラットファイルと記入)	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	⑦
23-20	2011年12月17日	1,260	文具(余白にポストイットと記入)	(株)いなもり	⑦
23-21	2011年12月20日	1,978	事務用品代(余白にクリアブックと記入)	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	⑦
23-22	2012年1月7日	1,680	文具(余白に製本テープと記入)	(株)いなもり	⑦
23-23	2012年1月6日	4,909	EPSONインクカートリッジ(6色セット) IC6CL50	アマゾン	④
23-24	2012年1月6日	1,049	EPSON インクカートリッジICBK50ブラック 数量1	ナノズ(株)	④
23-25	2012年1月7日	3,118	紀州ファインカラーNB10個(余白にコピー用 紙と記入)	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	③
23-26	2012年1月11日	6,324	EPSONインクカートリッジカラーIC6CL32、 ICBK50ブラック	アマゾン	④
23-27	2012年1月12日	4,641	カウネットスタンダードカラーペーパーB4ピ ンク500枚×5	(株)カウネット	③
23-28	2012年1月16日	4,641	カウネットスタンダードカラーペーパーB4ピ ンク500枚×5	(株)カウネット	③
23-29	2012年1月25日	4,870	文具代(余白にDリングファイルと記入)	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	⑦
23-30	2012年2月17日	2,990	事務用品(余白にDリングファイルと記入)	ダイキ(株)南生駒店	⑦
23-31	2012年2月25日	4,482	インク代	上新電機(株)東生駒店	①、④
23-32	2012年3月28日	10,372	Wクリップ他	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	⑦
23-33	2012年3月29日	36,800	台紙余白にスキヤナCFBS-A3と記入あり	上新電機(株)東生駒店	①
23-34	2012年3月30日	4,527	リヒトクリアブック他	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	⑦
23-35	2012年3月30日	12,652	エプソンインクIC、EPSON IC6CL、エプソン インクIC	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	④
平成23年度合計		251,681			
24-1	2012年5月18日	2,014	事務用品代(余白にDリングファイルと記入)	ダイキ(株)南生駒店	⑦
24-2	2012年7月3日	19,760	プリンター代金	上新電機(株)登美ヶ丘店	①

24-3	2012年7月3日	5,549	EPSONIC6CL	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	④
24-4	2012年7月9日	1,182	NEWファインカラー 2個	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	③
24-5	2012年7月11日	988	角2クラフト封筒 2個	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	⑦
24-6	2012年7月17日	2,388	NEWファインカラー 4個	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	③
24-7	2012年7月20日	2,204	文具代 (余白にカラーコピー用紙代と記入)	㈱いなもり	③
24-8	2012年7月27日	3,586	事務用品(余白にDリングファイルと記入)	ダイキ(株)南生駒店	⑦
24-9	2012年8月14日	996	コピー用紙	ダイキ(株)南生駒店	③
24-10	2012年8月14日	591	マルチカラーペーパー	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	③
24-11	2012年8月17日	1,773	マルチカラーペーパー 3個	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	③
24-12	2012年8月17日	2,490	コクヨカラーコピー用紙A	ダイキ(株)南生駒店	③
24-13	2012年8月22日	2,691	パタパタデスク	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	⑦
24-14	2012年9月17日	5,558	余白にインクカートリッジ代と記入	上新電機(株)東生駒店	①、④
24-15	2012年9月21日	5,841	EPSONIC6CL	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	④
24-16	2012年10月4日	1,381	デイリーコピー用紙A4	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	③
24-17	2012年10月8日	4,980	BC-311、BC-310代として (余白にインクカートリッジと記入)	上新電機(株)東生駒店	①、④
24-18	2012年10月20日	1,773	マルチカラーペーパー 3個	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	③
24-19	2012年10月20日	996	コクヨカラーコピー用紙 2個	ダイキ(株)南生駒店	③
24-20	2012年10月22日	1,182	マルチカラーペーパー 2個	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	③
24-21	2012年11月1日	1,194	マルチカラーペーパー 2個	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	③
24-22	2012年11月7日	298	ナカバヤシカラーコピー用紙	ダイキ(株)南生駒店	③
24-23	2012年11月9日	3,029	EPSONICBK5 3コ	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	④
24-24	2012年11月29日	10,561	コピー用紙代他	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	③
24-25	2013年1月9日	3,338	事務用品(余白にフラットファイル、リングファイルと記入)	ダイキ(株)	⑦
24-26	2013年1月12日	1,791	マルチカラーペーパー 3個	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	③
24-27	2013年1月14日	2,655	インク代として	上新電機(株)東生駒店	①、④
24-28	2013年1月24日	14,686	コピー用紙代他	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	⑦
24-29	2013年2月20日	7,197	EPSONICBK5 2コ、EPSONIC6CL	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	④
24-30	2013年3月10日	4,121	フラットファイル他	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	⑦
24-31	2013年3月30日	13,236	商品代として(OAサプライ AIK901 2個、51003(エーワン)、ICBK46 2個、IC4CL46 2個)	上新電機(株)東生駒店	④
24-32	2013年3月31日	20,436	キング取扱説明書、DCM はってはがせ、エプソンインクカートリッジ2コ、エプソンインクカートリッジ2コ、エプソンインクカ	ダイキ(株)南生駒店	④
24-33	2013年3月31日	3,914	キャンパスノート他	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	⑦
平成24年度合計		154,379			
25-1	2013年6月15日	6,860	インク代 (台紙余白にプリンターインク代と記入)	上新電機(株)東生駒店	①、④
25-2	2013年7月10日	1,817	クリアポケット他	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	⑦
25-3	2013年7月31日	181,780	パソコン2台 (余白に控室備付PC(下村、成田用)と記入)	上新電機(株)東生駒店	①
25-4	2013年8月8日	325	マルアイOA用紙	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	③
25-5	2013年9月5日	5,562	文具代(余白にクリアホルダー、コピー用紙他と記入)	ダイキ(株)	⑦
25-6	2013年10月18日	726	封筒 長形2号他	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	⑦
25-7	2013年10月19日	6,330	インク代として (台紙余白にプリンターインク代と記入)	上新電機(株)東生駒店	①、④
25-8	2013年10月24日	8,865	余白にコピー用紙代と記入	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	③
25-9	2013年12月1日	1,097	メンディングテープ他	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	⑦
25-10	2013年12月12日	2,967	EPSONICBK5 3コ	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	④
25-11	2013年12月28日	6,424	EPSONICBK5、EPSONIC6CL	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	④
25-12	2013年12月30日	4,930	インク IC4L46 数量1、ICBK46 数量1 (台紙余白にプリンターインク代と記入あり)	上新電機(株)東生駒店	④、⑤
25-13	2014年1月26日	7,404	用箋ばさみ他	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	⑦
25-14	2014年1月27日	224,260	広報紙制作代	(有) テイク	⑥

25-15	2014年2月3日	2,005	Wクリップ他	ロイヤルホームセンター(株生駒店)	⑦
25-16	2014年2月12日	2,492	クリアホルダー他	ロイヤルホームセンター(株生駒店)	⑦
25-17	2014年2月14日	8,370	インク代(台紙余白にプリンターインクカートリッジと記入)	上新電機(株)東生駒店	①、④
25-18	2014年2月19日	6,633	インク代	上新電機(株)東生駒店	①、④
25-19	2014年2月15日	373	レザック66A4Lグレー(余白にコピー用紙と記入)	シモジマ心齋橋店	③
25-20	2014年2月18日	840	コピー用紙代	株いなもり	③
25-21	2014年3月31日	14,707	マルチカラーペーパー4コ、EPSONICBK52コ、キャノンインクカートリッジ、EPSONIC6CL	ロイヤルホームセンター(株生駒店)	④
平成25年度合計		494,767			
26-1	2014年4月14日	314	テープノリ他	ロイヤルホームセンター(株生駒店)	⑦
26-2	2014年5月7日	1,973	名刺帳	ロイヤルホームセンター(株生駒店)	⑦
26-3	2014年6月1日	11,289	インク代	上新電機(株)東生駒店	①、④
26-4	2014年6月3日	2,697	コピー用紙代	株いなもり	③
26-5	2014年6月30日	747	クリアホルダー	ロイヤルホームセンター(株生駒店)	⑦
26-6	2014年7月8日	9,124	マルチカラーペーパー(余白にコピー用紙代)	ロイヤルホームセンター(株生駒店)	③
26-7	2014年7月10日	1,944	プリンターインク	上新電機(株)東生駒店	①、④
26-8	2014年8月4日	4,914	文具代(余白にコピー用紙代と記入)	ダイキ(株)南生駒店	③
26-9	2014年8月18日	2,242	EPSON ICBK 2コ、ペンデル筆ペン	ロイヤルホームセンター(株生駒店)	④
26-10	2014年8月27日	4,430	台紙余白にプリンターインクと記入	上新電機(株)東生駒店	①、④
26-11	2014年8月31日	8,548	プリンターインク代	上新電機(株)東生駒店	①、④
26-12	2014年10月1日	6,273	ナカバヤシIJ印画、エプソンインクカ	ダイキ(株)南生駒店	④
26-13	2014年10月28日	9,124	マルチカラーペーパー	ロイヤルホームセンター(株生駒店)	③
26-14	2014年10月28日	511	クラフト封筒	ロイヤルホームセンター(株生駒店)	⑦
26-15	2014年11月8日	10,324	プリンターインク代	上新電機(株)東生駒店	①、④
26-16	2014年11月17日	6,360	インクカートリッジ2種	ロイヤルホームセンター(株生駒店)	④
26-17	2014年11月21日	1,150	用箋ばさみ	ロイヤルホームセンター(株生駒店)	⑦
26-18	2014年12月2日	3,075	インクカートリッジ3コ	ロイヤルホームセンター(株生駒店)	④
26-19	2014年12月19日	1,949	角2クラフト封筒、デイリーコピー用紙	ロイヤルホームセンター(株生駒店)	⑦
26-20	2014年12月25日	540	ダブルクリップ他	ダイキ(株)富雄南店	⑦
26-21	2014年12月31日	5,809	インク ICBK69L 数量2、ICY69 数量1、ICM69 数量1、ICC69 数量1(台紙余白にエプソン69インクと記入)	上新電機(株)東生駒店	④
26-22	2015年1月5日	776	コピー用紙代	上新電機(株)東生駒店	①、③
26-23	2015年1月13日	3,473	コピー用紙	シモジマ心齋橋店	③
26-24	2015年1月18日	11,564	インクカートリッジ2種各2個	ロイヤルホームセンター(株生駒店)	④
26-25	2015年1月31日	1,216	マルチカラーペーパー	ロイヤルホームセンター(株生駒店)	③
26-26	2015年2月8日	2,896	コピー用紙代として	上新電機(株)東生駒店	①、③
26-27	2015年2月8日	5,373	プリンターインク代として	上新電機(株)東生駒店	①
26-28	2015年2月24日	2,071	インクカートリッジ2コ	ロイヤルホームセンター(株生駒店)	④
26-29	2015年3月2日	6,036	コピー用紙代	上新電機(株)東生駒店	①、③
26-30	2015年3月3日	2,071	インクカートリッジ2コ	ロイヤルホームセンター(株生駒店)	④
26-31	2015年3月5日	1,496	クリアフォルダー	ダイキ(株)南生駒店	⑦
26-32	2015年3月22日	6,733	インクカートリッジ2種各2個	ロイヤルホームセンター(株生駒店)	④
26-33	2015年3月29日	2,234	コピー用紙代	上新電機(株)東生駒店	①、③
平成26年度合計		139,276			
27-1	2015年4月5日	9,502	プリンターインク代(ICBK69L×2、ICC69×2、ICY69×2、ICM69×2)	上新電機(株)東生駒店	①、④
27-2	2015年7月10日	3,842	マルチカラーペーパー	ロイヤルホームセンター(株生駒店)	③
27-3	2015年7月13日	1,022	コクヨカラーコピー用紙	ダイキ(株)南生駒店	③
27-4	2015年7月23日	1,280	マルチカラーペーパー	ロイヤルホームセンター(株生駒店)	③
27-5	2015年7月29日	3,210	コピー用紙	ダイキ(株)南生駒店	③
27-6	2015年8月23日	11,584	インクカートリッジ2種各2個(11,584円)	ロイヤルホームセンター(株生駒店)	④
27-7	2015年9月13日	6,490	プリンターインク代(FAXインクKX-FAN190W1,026円、インク IC4CL69、ICBK69L)5,464円	上新電機(株)東生駒店	①、②、④
27-8	2015年10月13日	9,606	マルチカラーペーパー	ロイヤルホームセンター(株生駒店)	③

27-9	2015年11月7日	1,280	マルチカラーペーパー	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	③
27-10	2015年11月27日	1,087	ニチバン製本テープBK 2コ	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	⑦
27-11	2015年12月24日	7,406	インクカートリッジ2種	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	④
27-12	2015年12月29日	5,335	インクカートリッジ	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	④
27-13	2015年12月30日	5,809	プリンターインク代(インク ICC69、ICM69、ICY69、ICBK69L 2個)	上新電機(株)東生駒店	①、④
27-14	2016年1月25日	6,177	マルチカラーペーパー	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	③
27-15	2016年2月10日	5,140	プリンターインク代(インク BC-310、BC-311)	上新電機(株)東生駒店	①、④
27-16	2016年2月14日	923	FAXインク KX-FAN190W	上新電機(株)東生駒店	②、⑤
27-17	2016年3月18日	1,230	文具代として(ファイルの記入)	(株)いなもり	⑦
27-18	2016年3月20日	16,854	コピー用紙代	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	③
27-19	2016年3月29日	5,493	デイリーコピー用紙A4 2コ(2,948円)、角2クラフト封筒70G他	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	③、⑦
27-20	2016年3月31日	6,733	クリアホルダーA410、フラットファイル10P、EPSNICL50(5,656円)	ロイヤルホームセンター(株)生駒店	④、⑦
平成27年度合計		110,003			